

東日本大震災に係る災害援護資金貸付のご案内

1. 災害援護資金貸付金の内

平成 23 年東日本大震災により、世帯主の方が負傷した世帯や、住居・家財に著しい損害を受けた世帯の生活の立て直しのため、被害の種類・程度に応じて資金の貸し付けを行います。

2. 対象となる世帯（(1)～(3)に該当する世帯）及び貸付限度額

(1) 被災日（平成 23 年 3 月 11 日）現在で、会津若松市内に居住する世帯

※1 原則として自己所有の住宅（持ち家）が対象

(2) 次の被害の種類及び程度のいずれかに該当する世帯

被害の種類・程度及び貸付限度額	① 家財及び住居に損害がない場合	② 家財の 1/3 以上が損害を受けた場合	③ 住居が半壊・大規模半壊の場合	④ 住居が全壊の場合	⑤ 住居の全体が滅失・流失の場合
A. 世帯主が負傷し、療養期間が 1 か月以上の場合	150 万円	250 万円	270 万円 (350 万円) ※2	350 万円	350 万円
B. 世帯主に 1 か月以上の負傷がない場合	—	150 万円	170 万円 (250 万円) ※2	250 万円 (350 万円) ※2	350 万円

(住居の被害について)

※1 「③半壊・大規模半壊」「④全壊」については、原則として自己所有の住宅（持ち家）が対象となります。ただし、借家・アパート等の賃貸住宅の場合でも、「⑤住居全体の滅失・流失」や半壊・全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は、対象となります。

※2 被災した住居を建て直すに当たり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、() 内の金額となります。

(世帯主の負傷について)

福島県内での震災による負傷が対象となります。

(3) 世帯の平成 21 年分の総所得が次に定める額未満の世帯

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上	住居全体が滅失・流失した場合は、世帯人数にかかわらず、1,270 万円
総所得額※	220 万円	430 万円	620 万円	730 万円	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額	

※ 総所得額とは、市町村民税における総所得額をいいます。

3. 貸付条件

- ◆利 率 連帯保証人※1 を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年 1.5%（据置期間中は無利子）
- ◆据置期間 6 年（特別な事情※2 がある場合は 8 年を選択可）
- ◆償還期間 13 年（据置期間を含む）
- ◆償還方法 年賦、半年賦又は月賦
元利均等償還（繰上償還可）
- ◆申込期間 令和 6 年 3 月 31 日まで

※1 「連帯保証人」の要件について

- (1) 能力者であること。
- (2) 弁済の資力を有すること。
- (3) 原則として会津若松市内に居住していること（市内の方が困難な場合は他市町村の方でも可能）。
- (4) 借入申込人と同一世帯の方でないこと。
- (5) 連帯保証人が災害援護資金の借受人又は借入申込人でないこと。
- (6) 連帯保証人は、複数の借入申込人の連帯保証人でないこと。

※2 「特別な事情」について

被災により世帯主が死亡した場合や住居が全壊した場合、市町村民税非課税世帯の場合などが該当。

裏面に続く

4. 申し込みについて

- (1) 申込 人 被害を受けた世帯の世帯主（主としてその世帯の生計を維持する方）
(2) 必要書類 (○：必ず必要な書類 △：状況により必要な書類)

申し込みに必要な書類 ※	申込 人	連帯保証人 (連帯保証人を 立てる場合のみ)
① 災害援護資金借入申込書（所定のもの）	○	
② 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（世帯全員分） 被災の日の後、会津若松市外に転出している場合に必要です。	○	○
③ 平成 22 年度（平成 21 年分）所得証明書 平成 23 年の所得が平成 21 年の所得を下回る場合は、平成 24 年度（平成 23 年分）所得証明書	○	○
④ 診断書 世帯主に 1 か月以上の負傷があった場合に必要です。	△	
⑤ リ災証明書（危機管理課で発行）	△	
⑥ 解体証明書、滅失登記簿謄本、閉鎖事項証明書のいずれか（住居を建て直す場合）	△	
⑦ 契約書の写し（住居を建て直す場合）	△	
⑧ 家財等の損害が確認できる写真	△	

※ なお、被災状況等により、その他の書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

5. 審査について

受付後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容及び添付書類を精査のうえ、必要に応じて調査を行います。
なお、書類に不備があった場合は、再度、書類の提出をお願いする場合があります。必要な書類が全てそろった時点で申し込みの受理となります。

6. 貸し付けの決定及び借用書等の提出について

- (1) 審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は、「貸付承認通知書」をお送りいたします。不承認となった場合は「貸付不承認通知書」をお送りいたします。重複申し込み、連帯保証人の確認等を行うため、申し込みの受理後、通知をお送りするまでは、数週間かかります。
- (2) 貸し付け決定を行った方には、次の書類を提出していただきます。なお、詳しい手続き方法については「貸付承認通知書」にてご連絡させていただきます。
(交付決定後、ご持参いただくもの)
- ① 借用書（所定のもの）
 - ② 口座振替依頼書、振込先金融機関の通帳並びに通帳印
 - ③ 印鑑登録証明書（借受人のもの）並びに印鑑登録してある実印

7. 貸付金の振り込みについて

貸付金の振り込みは、借用書等が提出されてから、数週間から 1 か月程度要します。

8. 申し込み先・お問い合わせ先

〒965-8601 会津若松市地域福祉課 地域福祉グループ Tel 0242-39-1232